

トップアスリート育成事業費（ジュニア・少年・成年強化事業）補助金の 事務手続きに係る留意事項

【各種様式について】

- 令和7年度から申請に係る様式を変更しています。
令和7年度以降の申請書類の作成に当たっては、旧様式ではなく新様式を使用してください。
- 令和7年度から交付申請書・変更交付申請書・実績報告書については記載責任者の「氏名・連絡先・E-mail」を記載することで押印を省略することができます。
ただし、交通費（燃料費）に係る「競技団体長による支払証明書及び受領者の領収書」については、引き続き、競技団体長及び受領者の押印が必要となります。
- 記載責任者は原則、補助対象外の者かつ競技団体内の予算を把握している者としてください。
（交付申請書及び実績報告書に関し疑義が生じた場合は記載責任者にお問い合わせさせていただきます。）
また、請求書についても、会計担当者の「氏名・連絡先」を記載することで押印を省略することができます。
- 令和7年度から「経費の証拠書類」（旧第11号様式）は提出不要です。
- 令和7年度から支払方法（精算払い又は概算払い）に応じて提出する請求書が異なります。

【宿泊費の上限について】

- 令和7年度から宿泊費の上限額が1人1泊11,000円（朝・夕食代を含む）となります。

1. 補助対象者

- 「少年種別」「成年種別」は国スポ強化対象選手に限ります。
- 「ジュニア」は特に設けないが、上限人数は「少年種別」「成年種別」に準ずる（体験・発掘事業を除く）。

2. 交付申請

- 交付申請書は、原則、事業を行う3週間前までに提出してください。
※書類に不備があれば修正を依頼する場合があります、交付決定までに時間を要します。
※事業実施日以降に交付申請書が提出された場合は、受理できません。

○原則各年度、交付決定日から当該年度の2月末日までに完了するよう事業を計画してください。

- 成年・少年種別の当初内示額については、原則、当該年度に開催される近畿ブロック大会・国民スポーツ大会までに実施する事業で執行してください。
- 競技特性もあるかと思いますが、可能な限り県外遠征（強豪との試合）や県内合宿、合同練習会で活用してください。

3. 変更申請

- 当初の申請から変更が生じる場合、事前に提出してください。
 - ◆申請が必要な変更内容
 - ・当初の交付申請額から増額する場合、又は3割以上減額する場合
 - ・当初の交付申請額から補助金の額は変わらないが、科目が追加される場合（事例）
当初【交通費5万円、使賃料5万円】実績【交通費3万円、消耗品費2万円、使賃料5万円】
 - ・事業の追加、実施場所の変更（県内合宿や県内合同練習会の実施場所の変更は申請不要）

◆申請が不要な変更内容

- ・軽微な変更（期日が1～2週間変更、宿舍の変更、参加人数の変更）

○既に概算払いをした申請を変更し、補助金額を減額する場合は、変更交付決定の時点で差額分を指定の口座に入金いただく必要があります。（指定の口座へ入金を確認された後実績報告書を提出）

4. 実績報告

○実績報告書は、原則事業完了から1ヶ月以内、もしくは各年度3月10日までのどちらか早い日付までに提出してください。

※当該補助事業は、和歌山県からの補助金が原資となっているため、当協会は各競技団体からの実績報告書を審査した上で、補助金額の確定及び各競技団体への支払いを当該年度末日までに完了する必要があります。

○領収書について

- ・日付は、交付決定日以降の日付であること。

※交付決定日より前の日付の場合は、補助金の交付対象外となります。

- ・宛名は競技団体名であること。

※個人名等、競技団体と特定できない場合は、補助金の交付対象外となります。

- ・領収書は、「年月日、内容、数量、単価、相手方の氏名・住所等」の内訳がわかる詳細なものを発行してもらうこと。

※特に消耗品費は具体的に記載してください。（消耗品購入代として、お品代としては不可）

※証拠書類として不十分な場合は、支出内訳がわかる明細書や請求書、納品書等を添付してください。

- ・領収書にポイントの付与・還元が記載されている場合、付与・還元されたポイント分を現金換算し、補助対象額から減額すること。

- ・高速道路通行料をETCで支払った場合WEBから「ETC利用証明書」を発行し、提出すること。（利用証明書の出力には「ETC利用照会サービス」への登録が必要）

なお、「ETC利用証明書」は、通行料金が確定したことを表す「確」表示があるものを提出すること。

「ETC利用証明書」に「確」が表示されるまでの期間はおよそ以下のとおり（ETC利用照会サービスQ&A参照）。

1日から7日までの利用分	当月20日ごろに確定
8日から15日までの利用分	当月27日ごろに確定
16日から25日までの利用分	翌月7日ごろに確定
26日から末日までの利用分	翌月12日ごろに確定

- ・税抜5万円以上の場合は、領収書に収入印紙を貼付し消印があること。

5. 支払い方法

○PayPayや楽天Payなどの電子決済での支払いは補助金の交付対象外となります。

6. その他

○他の強化事業（スペシャルアスリートサポート事業等）と併用する場合は、その使い分けが確認できるよう記載してください。

（例）A選手については、スペシャルアスリートサポート事業にて

書類の提出が間に合わない、申請内容でわからないことがあるなどの場合は事前に競技担当者までご相談ください。

トップアスリート育成事業費（ジュニア・少年・成年強化事業）補助金に係るQ&A

Q 1	別表記載の「消耗品費で購入できる水分補給に必要な飲料水代」とは。
A 1	水、お茶、スポーツドリンクなどが対象です。 ※エナジードリンク、ゼリー、プロテイン、タブレットなどは対象外です。

Q 2	消耗品費でレジ袋は補助金の対象となるか。
A 2	補助金の対象外です。

Q 3	現地でレンタカーを借りた場合、現地移動に係るレンタカーの燃料費は補助金の対象となるか。
A 3	補助金の対象外です。対象となるのは、運転者の自宅最寄駅から会場最寄駅までの鉄道営業距離（最短）です。

Q 4	振込手数料は補助金の対象となるか。
A 4	補助金の対象外です。

Q 5	個人のクレジットカードで支払いをし、個人名の領収書を提出した場合、補助金の対象となるか。
A 5	補助金の交付決定先は競技団体であるため、個人名の領収書は補助金の対象外となります。

Q 6	E T C利用証明書とは。
A 6	E T C利用照会サービスに登録することでWEBから出力できます。 なお、E T C利用証明書は、通行料金が確定したことを表す「確」表示があるものを提出すること。



E T C利用照会サービスQ&A

Q 7	3月に実施した事業において高速料金のE T Cカード利用は可能か。
A 7	原則各年度、交付決定日から当該年度の2月末日までに完了するよう事業を計画してください。また、仮に本協会との協議の上、3月に事業を実施した場合、E T Cカードを利用すると、最短でも通行料金が確定した利用証明書の発行は3月20日頃となるため、3月に実施する事業においては、E T Cカードの利用は避けてください。

Q 8	申請書や報告書、請求書に押印をした場合は再提出となるのか。
A 8	押印をした場合は、そのまま提出いただいて構いません。 押印を省略する場合、申請書及び報告書は、記載責任者の「氏名・連絡先・E-mail」を請求書は会計担当者の「氏名・連絡先」を記載してください。

Q 9	中学3年生の選手をジュニア及び少年種別両方で補助金対象選手とすることは可能か。
A 9	種別をまたいで補助金対象とすることはできません。 中学3年生が少年種別で出場できる競技において、対象選手を少年種別の補助金対象としたい場合は、国スポ強化対象選手名簿に記載してください。

トップアスリート育成事業(ジュニア・少年・成年強化事業)
補助対象者の上限人数について

上限人数	対象競技
国スポエントリー数の3倍	陸上 水泳(水球を除く) テニス ローイング ボクシング バレーボール(ビーチ) 体操 レスリング セーリング ウエイトリフティング 自転車 ソフトテニス 卓球 相撲 馬術 フェンシング 柔道 バドミントン 弓道 ライフル射撃 剣道 スポーツクライミング カヌー アーチェリー 空手道 銃剣道 クレー射撃 なぎなた ボウリング ゴルフ スキー スケート トライアスロン
国スポエントリー数の2倍	水泳(水球) サッカー ホッケー バレーボール(6人制) バスケットボール ハンドボール 軟式野球 ソフトボール ラグビーフットボール アイスホッケー